

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３９）
根 拠 条 項：第２７条第１項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項（所持の禁止）、同第４条（所持許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第１０条第１項（運搬、携帯の制限）、同第１４条（登録）、同第２１条（所持の態様についての制限）、同第２７条第１項
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備 考：